

令和05年度 第1回 荻窪警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年06月14日 午後03時15分～午後04時45分

開催場所 荻窪警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 2名

内 容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。

[業務説明]

1 前回会議での質問に対する回答

(1) 質問

一方通行路では、車両進行方向の片側のみ、カーブミラーが設置されているが、一方通行路であっても自転車は逆走できる道路の場合、逆走側にミラーがないと危険である。逆走側にも、カーブミラーを設置できるのか。

(2) 回答

当署管内では、主に道路管理者の杉並区がミラーを設置しており、区の担当者に確認したところ、

- ・ 危険性や視認性等を検証した上で、総合的に判断して設置することになる。
- ・ ミラーの設置過多は、車両の一時不停止等を引き起こす側面もある。
- ・ 必要と認められる場所においては、逆走側にも設置することができる。
- ・ 具体的に危険箇所がある際は、区が要望として受理する。

との回答を得た。

2 業務報告

(1) 指定重点犯罪発生状況(令和5年1～4月)

ア 管内の指定重点犯罪認知件数(前年比で減少)

イ 罪種別の件数、前年比及び特徴

(2) 交通事故発生状況(令和5年1～4月)

ア 管内の交通人身事故発生件数(前年比で増加)

交通事故発生件数は、年々減少の傾向にある。

イ 管内の交通事故の種別ごとの特徴

(3) 主な検挙事例

ア 刑事組織犯罪対策課

威力業務妨害事件犯人の検挙

イ 生活安全課

盗撮事件犯人の検挙

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1 署長から協議会への説明内容

自転車運転時の安全対策について

(1) 自転車利用者のヘルメット着用義務

ア ヘルメット着用義務化の経緯

ヘルメット未着用時の死亡率が着用時より高くなっている。

イ 当署における広報啓発活動

・ 通勤・通学時間帯の自転車利用者に対する呼び掛け

・ 高齢者施設における自転車運転指導

(2) 電動キックボードの新しい交通ルール

ア 道路交通法改正(令和5年7月1日から)

・ 車両区分の変更

・ 基準を満たせば、免許なしで運転可能(16歳以上)、歩道も走行できる。

・ 利用者の増加が予想される。

イ 管内の電動キックボードの現状

シェアポートの設置件数及び設置場所

ウ 今後の交通安全対策

・ 管内の高校生に対する広報誌配布等の街頭活動

・ 関連事業者との連携(情報交換及び注意喚起)

2 警察署協議会からの意見要望等

(1) 電動キックボードのうち「特例特定小型原動機付自転車」は、歩道を走行できるようになり、制限速度を守らない利用者も現れると思うので、交通ルールが遵守さ

- れるよう指導してほしい。
- (2) 道路交通法改正に伴って交通ルールが複雑となり、違反者に対する指導や取締りも大変になると思うが、管内の安全のため、しっかりと対策を講じてほしい。

[その他の意見要望等]

- 1 「特例特定小型原動機付自転車」は、スクールゾーン等の制限なく歩道を走行できるのか。
- 2 荻窪駅北口周辺の歩道において、自転車が高速で走行するなど交通ルールやマナーが守られておらず、歩行者にとって危険なので、安全対策を講じてほしい。
- 3 子供の交通事故防止対策として、今後は、年少の子供及びその親に対する交通安全指導を重点的に推進してほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第4回 荻窪警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年03月14日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 荻窪警察署 講堂

出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 2名

内容

[業務説明]

- 1 前回の意見要望に対する取組結果  
「自転車の取締りを強化したほうが良いのではないか。」との要望について、荻窪署の自転車指導啓発重点地区を紹介し、昨年と比較して範囲を広げて地区を設定し、取締りを強化している旨を説明した。
- 2 業務報告
  - (1) 主な検挙事例
    - ア 交通課～死亡ひき逃げ交通事故事件の発生と検挙事例
    - イ 生活安全課～ステッカー規制法違反事件の検挙事例
    - ウ 刑事組織犯罪対策課～大麻取締法違反事件の検挙事例
  - (2) 指定重点犯罪認知状況  
令和4年中の指定重点犯罪認知状況について報告した。
  - (3) 交通人身事故発生状況  
令和4年中の交通人身事故認知状況について報告した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
交通事故防止対策
  - (1) 春の全国交通安全運動
    - ア 例年4月に実施しているところ、本年は5月に日程が変更となっている旨を説明した。
    - イ 昨年の全国交通安全運動実施中の人身事故発生状況、態様等について説明した。
    - ウ 本年の全国交通安全運動に向けた当署の広報啓発イベント等について説明した。
  - (2) 交通事故と取締状況
    - ア 当署において発生が多い路線、交差点等、交通人身事故発生状況について説明した。
    - イ 当署の交通違反取締状況及び今後の方針について説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等  
署長からの説明のとおり取り組んでいただきたい。

[その他の意見要望等]

一方通行路に設置されているミラーについて  
委員から「一方通行路では、自動車の進行方向側だけにのみミラーが設置されているが、自転車は逆方向に向かって走行するケースが多く危ない。自動車にとって逆方向にもミラーを設置することは可能なのか知りたい。」旨の意見があった。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第3回 荻窪警察署協議会 議事概要			
開催日時	令和04年12月16日 午後02時00分～午後04時00分		
開催場所	荻窪警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
内 容			
<p>[業務説明]</p> <p>1 前回の意見要望に対する取組結果 「青梅街道の衛生病院入口交差点から衛生病院に向かう道は、朝はスクールゾーンとなっているものの、電柱に『文』の表示がないので、設置できないか。」との要望については、区の設置担当者に連絡したところ、設置に向けて動いている旨の回答を得た旨を説明した。</p> <p>2 業務報告</p> <p>(1) 指定重点犯罪発生状況 管内で発生した指定重点犯罪については、依然として特殊詐欺の被害が増加しているという特徴がある旨を説明した。</p> <p>(2) 交通事故発生状況 本年1月から11月末までの事故発生状況等について、昨年同期と比較して説明した。</p> <p>(3) 主な検挙事例 ア 刑事組織犯罪対策課～特殊詐欺犯人の検挙事例 イ 生活安全課～児童福祉法違反及び児童ポルノ等違反事件の検挙事例</p> <p>[警察署の業務に関する意見等の聴取]</p> <p>1 署長から協議会への説明内容 110番について</p> <p>(1) 「110番の日」について 毎年1月10日に実施している「110番の日」のキャンペーン活動等について説明した。</p> <p>(2) 110番通報入電件数等について 110番通報入電件数の推移、入電内容の内訳、レスポンスタイム等について説明した。</p> <p>(3) 「警察相談ダイヤル『#9110』」について 「警察相談ダイヤル『#9110』」の制度、概要等について説明した。</p> <p>2 警察署協議会からの意見要望等</p> <p>(1) よく耳にする110番通報の中には、本来、「#9110」に連絡すべき内容のものが多いと感じたので、「#9110」を更に広めてほしい。</p> <p>(2) 緊急性のない内容の110番について、青パト等、民間との連携は可能か。</p> <p>[その他の意見要望等]</p> <p>委員から、「いまだに自転車のマナー違反が多いので、取締りを強化したほうが良いのではないか。」との要望があった。</p>			
その他			

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第2回 荻窪警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年10月06日 午後02時00分～午後04時00分

開催場所	荻窪警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 2名
------	----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 1 前回の意見要望に対する取組結果  
委員から「荻窪郵便局前において、青梅街道に設置してある歩道橋を渡らずに道路を横断する人がおり、児童が真似をして横断し危ないので対策をとってほしい。」旨の要望については、下記のとおり対策を実施した旨を説明した。
  - (1) 青梅街道の横断禁止場所のガードパイプに「歩行者 おうだん 禁止」等と記載された横断幕を設置
  - (2) 交通課が、横断禁止看板の設置等について杉並区に依頼
  - (3) 横断幕の設置状況を警視庁ホームページに掲載
- 2 業務報告
  - (1) 指定重点犯罪発生状況  
管内の特徴として特殊詐欺の被害が増加している旨を説明した。
  - (2) 交通事故発生状況  
秋の全国交通安全運動期間中に管内で発生した交通死亡事故について状況を説明し、対策として、
    - ア 発生路線における赤色灯による注意喚起
    - イ 二輪車ストップ作戦
    - ウ パトカー、白バイ等の赤色灯点灯走行
    - エ 新聞折り込みチラシを活用した情報発信
    - オ ガソリンスタンドに対するバイク利用者への広報依頼
  - (3) 主な検挙事例
    - ア 刑事組織犯罪対策課～覚醒剤取締法違反事件犯人の検挙事例
    - イ 生活安全課～特殊詐欺事件犯人の検挙事例
    - ウ 地域課～指名手配犯人の検挙事例

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
苦情申出制度等について
  - (1) 苦情申出制度、広聴事案についての説明
  - (2) 荻窪警察署の広聴事案受理状況等の紹介
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 苦情については受け答えが難しいところがあると感じるので、警察の方の対応も難しそうだと感じた。
  - (2) 警察官への感謝の声も伝えることができるのは良いことだと思う。

[その他の意見要望等]

委員から「青梅街道の衛生病院入口交差点から衛生病院に向かう道は、朝はスクールゾーンとなっているものの、電柱に『文』の表示がないので、設置できないか。」との要望があった。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第1回 荻窪警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年06月10日 午後02時00分～午後04時00分

開催場所 荻窪警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 2名

内容

[業務説明]

- 1 前回の意見要望等に対する取組結果  
 自転車を盗まれた後、盗難自転車に乗車した者が事故を起こし、賠償責任を支払えなかった場合に、自転車の所有者に賠償責任が生じるか。」との質問については、自転車の所有者の過失と事故の因果関係が認められる状況は特殊なケースだと認められ、一般的には責任を負わされる可能性は低いと思われる旨を説明した。
- 2 業務報告
  - (1) 指定重点犯罪発生状況（荻窪警察署認知のもの）  
 令和4年1月から5月までの指定重点犯罪の認知件数は、前年比+17件である旨及び、罪種別の件数（前年比）、罪種別の特徴について説明した。
  - (2) 交通人身事故発生状況（荻窪警察署管内発生のもの）
    - ア 令和4年1月から5月までの交通人身事故の発生件数は、前年比-13件で交通死亡事故数は、令和3年に引き続き現在まで発生していない。さらに、高齢者、二輪車、自転車が関与する人身事故件数（前年比）について説明した。
    - イ 当署の交通人身事故の特徴について説明した。
    - ウ 令和4年春の全国交通安全運動において、交通事故防止対策等を推進した旨を説明した。
  - (3) 主な検挙事例について（令和4年3月から5月まで）
    - ア 刑事組織犯罪対策課  
 強盗致傷事件犯人の検挙
    - イ 生活安全課  
 (ア) 青少年の健全育成に関する条例違反及び児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰犯人、児童の保護等に関する法律違反犯人の検挙  
 (イ) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反犯人の検挙
    - ウ 地域課  
 特殊詐欺犯人の検挙

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - (1) 警察相談業務の現状
    - ア 相談業務の重要性について
    - イ 人身安全関連事案について  
 ストーカー・DV・男女間トラブルから重要事件に発展するケースが増加したため、被害者の保護対策を強化し積極的に事件化を図る。
    - ウ 荻窪警察署が受理した相談について  
 令和4年5月25日現在までの人身安全関連事案、事件に関する相談、少年問題、暴力団関係、生活安全相談等の受理状況
    - エ 生活安全相談の内訳
    - オ その他  
 どのような些細な出来事に対する相談も、事件に発展するおそれがあることを念頭に真摯に対応している。
  - (2) 取締り活動ガイドラインの見直しについて
    - ア 取締り活動ガイドラインについて  
 駐車監視員が重点的に巡回し確認事務を実施する「路線、地域及び時間帯」について策定し、毎年見直しを行い公表している。
    - イ 重点路線、重点地域  
 特に駐車実態が多い路線及び地域を最重点路線、最重点地域として指定している。当署の最重点路線は環状八号線と青梅街道、重点路線は新青梅街道と早稲田通りである。また、最重点地域はJR線及び西武線のうち、駐車実態が多い5箇所の駅周辺である。

ウ 昨年からの変更点  
北銀座通り周辺に大規模小売店舗の建設が進められており駐車実態に変化が見られたため、西荻北5丁目と上荻4丁目の一部を指定した。

エ 駐車監視員による確認標章の取付状況  
令和3年中の駐車監視員による確認標章の取付状況は1,264件で、荻窪駅周辺や西荻窪駅周辺などで増加した。

以上のように説明し、更なる取組のあり方について意見等を求めた。

2 警察署協議会からの意見要望等

(1) 警察相談業務について

様々なケースに対して、しっかり対応してくれていることが理解できた。

(2) 取締り活動ガイドラインについて

学校の周辺地域の指定を検討してほしい。

[その他の意見要望等]

委員から「荻窪郵便局前において、青梅街道に設置してある歩道橋を渡らずに道路を横断する人がいる。児童が真似をして横断し危ないので対策をとってほしい。」旨の要望があった。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第4回 荻窪警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年03月11日 午後02時00分～午後04時30分

開催場所 荻窪警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち、各委員から警備課長の出席について了承を得た。

[業務説明]

- 1 指定重点犯罪の発生状況
  - (1) 令和3年中の指定重点犯罪の認知件数は、前年比 - 25件である旨及び、罪種別件数の前年比について説明した。
  - (2) 令和3年12月から令和4年2月末までの指定重点犯罪の認知件数は、前年比 + 1件である旨及び、罪種別件数の前年比について説明した。
- 2 主な検挙事例について(令和3年12月から令和4年2月末まで)
  - (1) 刑事組織犯罪対策課・放火犯人の検挙及び恐喝未遂犯人の検挙
  - (2) 生活安全課・違法風俗店に対する取締り状況及び児童買春・児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反犯人の検挙
  - (3) 交通課・常習無免許運転犯人及び道路交通法違反犯人の検挙
  - (4) 地域課・出入国管理及び難民認定法違反犯人の検挙
- 3 自転車の盗難防止対策
  - (1) 過去3年間(令和元年から令和3年)の自転車盗の発生と検挙状況について説明した。
  - (2) 発生場所の傾向として、マンションやアパートの駐輪場が多い旨を説明した。
  - (3) 盗難防止対策として
    - ア 駐輪場にステッカーを貼付することによる注意喚起
    - イ メールけいしちょうを利用し、有料駐輪場を利用する場合でも施錠するよう注意喚起
    - ウ パトロールや巡回連絡の際にマンション管理会社等に注意喚起
  - (4) 自転車盗犯人検挙対策としての職務質問について
- 4 電動キックボードについて
  - (1) 前回の協議会で、事業者が購入者やレンタル利用者等に対してどの程度交通ルールを周知させる義務があるのか、警察はどのような働き掛けをしているのかについて質問があったことからその点について説明をした。
    - ア 事業者の注意喚起義務について  
現在まで購入者や利用者に対する注意喚起義務は具体的に明文化されていない旨を説明
    - イ 本部の主管課が電動キックボード事業者等に対する連絡協議会を開催し、参加した事業者、法人団体に対して、購入者、利用者に公道で走行するための要件、交通ルールを周知させ、注意喚起を行うよう改めて依頼した旨を説明
    - ウ 当署管内においては、電動キックボードの販売店、レンタル事業所の把握はなく、利用者も少ない状況である旨を説明  
また、署の取組として、所外活動や巡回連絡、取扱い等あらゆる機会を通じて新規把握に努め、把握した場合は、事業所等に資料を渡し、購入者等に注意喚起するよう依頼する旨を説明した。  
さらに、管内住民に対しても街頭キャンペーンを行い、広く広報啓発する旨及び、状況に応じた指導・警告、取締りを実施していく旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
災害への準備と対処について
  - (1) 風水害に備えた事前対策実施状況  
過去に発生した台風による管内の特異状況を説明し、管内の危険箇所の事前点検、危険箇所の管理者に対する対策、水害用資機材の事前点検、署員に対する対応要領などの教養について説明した。
  - (2) 大地震発生時の荻窪署の初動措置  
大震災発生時の署内の警備体勢、警察署の初動措置(状況の把握、交差点配置による手信号、区役所・消防等との連携、本部に対する機動隊、レスキュー部隊の要請等)について説明した。

- (3) 協力団体との取り組み  
 荻窪警察署パートナーシップに基づき、管内の協力団体、企業等と「災害時協力協定」を締結し、重機など建設資機材の提供（署員の重機操縦訓練状況）、外国籍被災者対応のための語学支援ボランティア、管内被害状況の情報提供体勢について説明した。
- (4) 大震災発生時に備えた各種訓練状況（エンジンカッター等の各種災害用資機材操縦訓練、区、本部、自衛隊、消防、電気、ガス、水道、通信等の各機関合同訓練、広報啓発活動について説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等  
 災害への準備と対処について  
 署長からの説明により、我々住民も気を引き締めて備えて行かなければならないことがよく分かった。台風などは事前情報で備えることができるが、震災、天災はいつ発生するか分からない。警察官は勿論、我々も意識の高揚が必要であることを実感できた。

[その他の意見要望等]

- 1 災害への準備と対処について  
 委員から、「警察官は、どのようにして防災のスキルを高めているのか。」旨の質問があり、平素から災害発生時のシミュレートを行うことが必要であり、非常時の要員の招集方法や優先して行うべき事項等について決めている。また、本部主管課からの必要な指導や教養すべき内容に関する指示事項等について、署員に対し、必要な訓練を実施するとともに、指導・教養を実施している旨を説明した。
- 2 電動キックボードについて  
 委員から、「現在までは、電動キックボードの事業者、販売側が、購入者・利用者に対して公道走行の要件や公道を走行する際の交通ルールを周知してもらうことを期待するしかないのではないか。」旨の意見があった。
- 3 自転車の盗難について  
 委員から、「車の場合は、盗まれた車両が事故を起こした際、被害者に対して民事上、車両の管理者が損害を賠償する場合があると聞くが、自転車にも同様の管理責任が生じるのか。」旨の質問があり、次回以降の会議で回答することとした。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第3回 荻窪警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年12月13日 午前10時00分～午後00時30分

開催場所 荻窪警察署 講堂

出席者 協議会委員 7名  
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち、出席委員全員から交通課長の出席について了承を得た。

[業務説明]

- 1 指定重点犯罪の発生状況（本年1月から11月を前年と比較）  
強盗は前年比 - 4件、性犯罪は+ 1件、侵入窃盗は - 16件、特殊詐欺は - 8件、子どもに対する犯罪は+ 2件、ひったくり、自動車盗は発生せず、指定重点犯罪全体で見ると昨年比 - 27件と大幅に減少したことを説明した。
- 2 主な検挙事案・好事例  
本年9月から11月までの主な検挙事案及び好事例について説明した。
  - (1) 刑事課・わいせつ犯人検挙事案
  - (2) 組織犯罪対策課係・偽造カード行使犯人の検挙事案
  - (3) 生活安全課・著作権法違反違反犯人の検挙事案
  - (4) 生活安全課・特殊詐欺犯人の検挙事案
  - (5) 交通課・事故現場における酒気帯び運転の検挙事案
  - (6) 地域課・パトカー勤務員の職務質問による銃砲刀剣類所持等取締法違反犯人の検挙
- 3 交通事故発生状況（本年1月から11月を前年と比較）
  - (1) 交通人身事故の発生件数は202件で前年比 - 14件、死者は0名で前年比 - 2名、重傷者は14名で前年比 - 8名、軽傷者は211名で前年比 - 3名であることを説明した。
  - (2) 年末に向けた事故防止対策として、二輪車ストップ指導・警告活動、歩行者・高齢者に対する反射材シール貼付活動、秋の全国交通安全運動における活動状況について説明した。
- 4 協議会委員からの意見要望に対する取組結果等について
  - (1) 令和3年度第2回会議において出された「電動キックボードの現状と対策」、通学路対策（通学路における対策と最高速度20キロメートル毎時規制は可能か）」について回答した。  
11月末現在、都内の電動キックボード利用者が関与する事故発生状況を説明し当署において、電動キックボードが関係する事故の発生、110番通報、苦情は無いことを説明した。  
また、電動キックボード利用者による交通違反については、令和3年12月10日から取締りが開始されたことを説明するとともに、当署においては11月にヘルメットを着用せずに電動キックボードで走行している利用者を発見し、指導警告をしている旨を説明した。  
更に、当署における電動キックボード利用者に対する広報啓発状況について説明した。  
また、通学路対策については、立て看板やカラー舗装、道路標示による注意喚起並びに通行速度を抑制するため「目の錯覚」を利用した道路（シケイン）について説明した。  
更に、通学路における最高速度20キロメートル毎時規制について、警察庁交通規制基準により「原則として、30キロメートル毎時未満の最高速度は指定しないこと」とされており、新たに20キロメートル毎時の最高速度規制は行っていないことを説明した。
  - (2) 電動キックボードの実証実験及び販売方法や購入者に対する説明についての質問については、交通課長が、利用者がルール、マナーを守れるかどうか、取締方法、電動キックボードの性能等について試行しており、これらを積み重ねてよりよい電動キックボードの普及を模索している旨を説明した。  
また、電動キックボードは、家電量販店でも販売しており、販売員が購入者に対して商品にナンバー、ミラー、前照灯などを取り付けること等を説明し、注意喚起していることを説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

- (1) 特殊詐欺の現状と対策  
 特殊詐欺被害件数とアポ電入電件数について、本年1月から11月を前年と比較し、アポ電が1.5倍多いが被害は減少していることを説明した。  
 還付金詐欺被害防止対策として、ATM利用者にATMの前で携帯電話をさせない「STOP! ATMでの携帯電話」対策の推進、路線バスの中吊り広告・車内デジタルサイネージによる注意喚起、自動通話録音機の設置推進状況、特殊詐欺被害の未然防止状況について説明した。
- (2) 人身安全関連事案の現状について  
 人身安全関連事案の種類、なぜ人身安全関連事案を重んじるかについて説明し、当署の受理件数、取組状況、現場捜査員の苦労話等について説明した。  
 以上更なる取組のあり方について意見等を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) 特殊詐欺の現状と対策について、かなり多岐にわたり対策をやっていることが分かった。引き続き、発生に応じたタイムリーな情報提供をしてほしい。
- (2) 人身安全関連事案について、積極的に事件化することによって「警察に相談したのに何もしてもらえなかった」という事態を防止できるが、中にはここまで警察が介入しなければならないのか、と思ってしまうような事案まで対応しなければならないので苦労が多いのではないかと。

[その他の意見要望等]

委員から「電動キックボード普及の基盤づくりについて教えてほしい。」旨の意見があった。

その他

令和03年度 第2回 荻窪警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年09月07日 午後02時00分～午後04時00分

開催場所 荻窪警察署 講堂  
出席者 協議会委員 8名  
署長ほか 2名

内容

[業務説明]

- 1 指定重点犯罪発生状況（本年1月から8月を前年と比較）  
侵入窃盗は前年比 - 6件、特殊詐欺は前年比 - 15件と大幅に減少し、強盗、子どもに対する犯罪、ひったくり、自動車盗は発生せず、指定重点犯罪全体で見ると大幅に減少したことを説明した。
- 2 主な検挙事例  
本年6月から8月の検挙事案について説明した。  
(1) 成人式侵入事案  
(2) 準強制性交等事案  
(3) 強制わいせつ事案  
(4) 特殊詐欺事案  
(5) 恐喝事案
- 3 交通事故発生状況（本年1月から8月を前年と比較）  
交通人身事故発生件数は145件で前年比 - 6件、死者は0名で前年比 - 2名、重傷者は9名で前年比 - 12名、軽傷者は148名で前年比 + 4名で、重大事故は減少していることを説明した。
- 4 協議会委員からの意見要望の取組結果  
令和3年度第1回会議において協議会から出された「SNS等を利用した詐欺被害の防止に向けた取組を教えてください。」との要望について、投資詐欺、ロマンス詐欺等の手口を説明し、チラシの配布状況やメールけいしちょうを活用した広報啓発活動を実施している旨説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
(1) 特殊詐欺の現状と対策  
本年上半期の都内の認知件数について、前年に比べ約23%増加し、手口では還付金詐欺が最も多く、前年と比べ40%増加しており、「ストップATMでの携帯電話」運動を進めていることを説明した。さらに、当署の本年1月から8月を前年と比較して、特殊詐欺被害件数とアポ電入電件数について説明し、アポ電が前年に比べ約200件増加しているが、被害は減少していることを説明した。対策として実施している、コロナワクチン接種会場でのチラシ配布や自動通話録音機の設置促進、金融機関に対しホットライン通報の協力を依頼して、捜査員を向かわせる未然防止の取組について説明した。
- (2) 生活安全相談の現状と取組  
過去5年間の生活安全相談件数について説明し、本年は昨年と比較して4割増加していること、また、相談内容はパトロール要望などの防犯関係、対人近隣トラブル等の家事関係、悪徳商法等の民事関係等があることを説明した。寄せられた相談内容に応じて、刑事課、地域課等連携し、また関係機関を教示するなど、適切な対応に努めている旨説明した。
- (3) 交通事故防止対策  
二輪車に対する「二輪車ストップ作戦」、小学生に対する「自転車教室」や「運行バスの動画配信」、児童館への交通安全チラシの設置等の取組について説明した。また、秋の全国交通安全運動では街頭活動を強化するほか、イベントを計画しており事故防止対策を呼び掛ける旨説明した。  
以上の更なる取組のあり方について意見等を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等  
(1) 特殊詐欺の現状と対策について、ただいま署長から説明があったとおり取り組んでいただきたい。銀行やアマゾンなどからメールが届くが、偽メールでないか確認が必要との意見があり、ワンクリック詐欺に注意するよう教示した。
- (2) 生活安全相談の現状と取組について、ただいま署長から説明があったとおり取り組んでいただきたい。相談が増えている要因について質問があり、コロナ禍で在宅時間が増えたことが考えられると説明し、心配事は早めの相談をするよう回答した。
- (3) 交通事故防止対策について、ただいま署長から説明があったとおり取り組んでいた

だきたい。自転車専用道路でのミニカーの通行方法について質問を受け、自転車専用道路では通行できない旨説明した。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「ナンバープレートのない電動キックボードを公道で見掛けるようになったが、取締りはできるのか教えてほしい。」旨の意見があり、署長から、「販売店に対しチラシを配付し、公道での安全利用に向け広報啓発活動を実施しています。現状と対策については次回説明します。」と回答した。
- 2 委員から「通学路の安全対策について、ガードレールの設置や速度規制をできないか。」との意見があり、署長から、「要望場所の通学路を確認し、検討します。」と回答した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。